

# 抗議声明 - 木曽川水系連絡導水路事業費概算要求に抗議する

2008年8月27日

徳山ダム建設中止を求める会（代表 上田武夫）

8月27日、国交省は、概算要求に、徳山ダム（揖斐郡揖斐川町）の水を下流域に流す木曽川水系連絡導水路事業（水資源機構に事業継承予定）の進入路仮設備工事費に18億円を盛り込んだ旨を発表した。

昨年末の今年度政府予算原案の際には、木曽川水系連絡導水路事業は法的根拠のないものであった（河川整備計画も原案段階、フルプラン一部変更はカゲも見えていない）。

今も水資源機への事業承継は「手続中・予定」である。

<参考> 169国会 質問562 提出者 近藤昭一

「木曽川水系連絡導水路事業」におけるデュー・プロセスの確保に関する質問主意書への答弁書第一の一及び二について

国土交通省においては、河川法第16条の規定に基づき、木曽川水系河川整備基本方針を平成19年11月に策定するとともに、国土交通省中部地方整備局においては、河川法第16条の2の規定に基づき、木曽川水系連絡導水路事業を位置付けている木曽川水系河川整備計画原案を同月に公表し、平成19年度内に木曽川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）を策定することを予定していたところである。

また、平成19年8月に開催された「徳山ダムに係る導水路検討会（第七回）」において、導水路事業について、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第14条の規定に基づき、国土交通大臣から独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）へ承継する方針が確認されており、平成20年度の早期に導水路事業を承継することが可能であると見込んでいたところである。

住民への説明もなく、国会での審議も尽くさず、法で規定された審議会への諮問もせず（＝フルプラン一部変更に関して。今年度府予算成立時点）「予定・見込み」で既成事実を積み上げていくやり方は、民主主義の根幹を揺るがすものであり、許容しがたい。

国交省（中部地整）は、木曽川水系連絡導水路の目的と効果について、なんら真っ当な説明をしていない。「平六濁水」の被害の新聞記事を資料とし、あたかも木曽川水系連絡導水路でその被害がなくなるかのように説明するのは自らも認める不適切なものである。

<参考> 166国会 質問378 提出者 近藤昭一

徳山ダムに係る木曽川連絡導水路事業の目的と効果に関する質問主意書 / 答弁書五について

御指摘の「門松政府参考人答弁」は、平成六年の木曽川の濁水時における被害の具体的な例を説明したものであり、導水路事業の目的を説明したのではない。

岐阜県知事も整備計画意見に付けている地元への説明は未だ真っ当に行われていない（6月29日の「木曽三川ふれあいセミナー」を導水路に関する意見交換会である、と中部地整河川部は称したが、市民の意見や疑問には何ら答えないまま終わった。そのときに「HPで答えま

す」と言ったが、60日を経た今になっても回答らしきものはない。

そもそも目的も効果も存在しないから説明が出来ないのである。

社会資本整備特別会計 - 治水勘定 - から、総事業費の65.5%を支出するという理由として「河川環境の改善」を挙げているが、どういう被害に対してどういう改善効果があるのか、根拠資料さえ示すことができないのだ。むしろありえない想定をしながら「環境への影響は軽微」などと言っている（第5回木曾川水系連絡導水路環境検討会）始末である。（「河川環境改善」に583億円もかけるほどの大なる効果が存在するとしながら、同時に環境への影響は軽微だ」という理屈は理解しがたい）

徳山ダム集水域のイヌワシ・クマタカを頂点とする生態系を完膚無きまでに破壊しておいて「河川環境改善のための導水路」などと、あたかも河川環境に配慮するがごとく言うことは笑止である。木曾川水系連絡導水路は「徳山ダムに湧水対策容量が『できちゃった』から導水路」に他ならない。無駄な事業の正当化のためにさらに税金を投入して良いはずがない。

さらに「上流分割案 - 長良川を通して下流施設で木曾川へ」というのは、長良川という川、そこにまつわる人々の思い、自然や文化や歴史への敬意を根本から欠く所業である。

今年6月12日になって、昨年1月23日に、愛知県企業庁水道部と名古屋市上下水道局計画部の連名で右下のような要望 = 「木曾川水系連絡導水路の利水参加について」が、国交省中部地整に出されていたことが表に出てきた。そこには【木曾川水系連絡導水路については「上流ルート案」を基本としたうえで、一部治水分を長良川からの中流取水へ分割し、長良川河口堰分の利水取水と兼用した導水路とする】【木曾川水系連絡導水路については（中略）徳山ダム、長良川河口堰と一元的な建設と施設管理がなされることが望ましい】・ ・ ・ 利水者の都合だけによる要求である。長良川を「用水路 + 貯水池」としか見ていない。河口堰で、十分に悪影響を受けている長良川の環境をさらに悪化させ、「用水路 + 貯水池」として固定化するような「木曾川水系連絡導水路 - 上流分割案 - 」は、到底認められない。

国でも県でも、治水予算は縮小し、本当に必要な洪水対策も後回しになっているのが現状である。徳山ダムと長良川河口堰という「世紀の大失敗事業」を正当化し、それを「有効利用する」ためにさらに税金を注ごうとする国交省に強く抗議する。

過去の誤りを誤りと認め、「河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進すること」（河川法第一条）という河川管理者としての責務を全うするべく努めることを強く要求する。

以上

**徳山ダム建設中止を求める会（代表 上田武夫）**

**事務局・連絡先：近藤ゆり子**

**大垣市田町 1 - 2 0 - 1 TEL/FAX 0584-78-4119**